

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
<p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－７ 自己資本比率の正確性</p> <p>Ⅲ－４－７－２ 留意事項【共通】</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) リスクアセットの計算方法</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>不良債権証券化エクスポージャーに係る資本賦課について、規制裁定行為に当たる取扱いが行われていないか。</u>  <u>特に農協法自己資本比率告示第243条の4第2項又は農中法自己資本比率告示第244条の4第2項について、これらの規定に掲げる要件の全てに該当する場合であっても、不良債権以外の債権に対するリスクアセットの削減を目的とする場合には、これらの規定に定めるリスク・ウェイトの適用を認めない。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－７ 自己資本比率の正確性</p> <p>Ⅲ－４－７－２ 留意事項【共通】</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) リスクアセットの計算方法</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p>

附 則

この通知の改正は、令和6年3月31日から適用する。